

人と自然が輝くまちMIHO



仲間と一緒に励まし合って登った
筑波山から見た景色は…最高です！
(ジュニア・アカデミーにて)

むらの 話題



地域の話題をお待ちしています
(広報係 ☎ 885-0340 内線205)

田山寛豪さんトライアスロンで リオオリンピックに出場！



娘のひかりちゃん、奥様の沙央里さんと

美浦村に在住の田山寛豪さん（NTT東日本・NTT西日本／流通経済大学職員）が、4月30日に広島県廿日市市で行われたトライアスロンのアジア選手権で優勝し、8月にブラジルで開催されるリオデジャネイロ五輪への出場が決定しました。田山さんはこれまで、アテネ、北京、ロンドン五輪に出場しており、今回で4大会連続出場となります。「これまでの集大成として、いままで学んできたことの全てを出していきたい。過去の最高順位が13位なので、それを超えたいです。」と語る姿からは、トライアスロンと家族への愛情が溢れています。

田山さんは大洗町生まれで、流通経済大学の出身。現在は同大学でトライアスロン部の監督として、若手選手の指導にも力を注いでいます。美浦村に居住を決めた理由のひとつには、光と風の丘公園や霞ヶ浦周辺等をはじめとした練習環境の良さがあるそうです。競技開催は8月18日の予定で、開会式には参加せず、競技に合わせて現地へ向かいます。村をあげて応援しましょう。

大橋未奈さん、ヨット 420級で世界大会へ

霞ヶ浦高等学校ヨット部所属の大橋未奈さん（18歳）は、2人乗りのヨット420級で、ペアの宇田川真乃さんとともに昨年12月に開催された第28回全日本420級選手権大会に出場。見事に女子で第1位、全体でも第3位となり、この7月にイタリアで開催される2016年国際420級世界選手権のレディースクラスへ出場します。

大橋さんは、「大会に向け朝も練習したり、体作りに励んで体力アップを目指しています。これまでの練習を活かしきれたらと思います。」と意気込みを語ってくれました。顧問の伊勢崎先生も「頑張っているし、努力次第でこれからもっと伸びると思います。世界大会でも3位以内に入る実力は持っているのだから、力を発揮してくれらる。」と期待されていました。

ヨットを始めて足かけ4年で急成長し世界大会へ出場する大橋さん。宇田川さんともペアの力をすべて発揮できるよう頑張ってください。



美浦村出身・粕谷哲さん コーヒー世界大会に挑む



美駒地区出身の粕谷哲さん（コーヒーファクトリー守谷駅店・店長）が、昨年10月に行われた「コーヒー抽出の国内競技会『ジャパンプリユーフーズカップ』」で日本一に輝き、6月にアイルランド・ダブリンで行われる世界大会「ワールドプリユーフーズカップ」に出場します。

粕谷さんが扱うのは「エアロプレス」という器具。筒状の器具に豆と湯を入れ、空気圧をかけコーヒーを抽出するというもの。昨年2月には「ジャパンプリユーフーズチャピオンシップ」でも優勝をおさめました。コーヒーとの出会いは4年前、病がきっかけ。「人生どうなるかわからない。どうせなら好きなことをやって生きよう。」とコーヒーの道に進むことを決意し、3年前に現在の職場に就職しました。今は店舗に出る回数を減らして世界大会に向けて練習を重ねる日々。「美浦村が好きで、村に錦を飾りたいという思いがあります。自分の活躍が村の活性化に繋がれば。」と語ってくれた粕谷さん。朗報を楽しみにしています。

圏央道北東エリア広域連携



3月29日、美浦村を含む4市町村（稲敷市・阿見町・千葉県神崎町）と民間事業者により圏央道北東エリア連携交流協議会が設立されました。

この協議会は、圏央道を軸として観光や公共交通等の様々な分野で連携・交流することを目的としており、まず、圏央道を活用した高速バスを試験運行します。期間は7月16日（土）から平成29年1月15日（日）を予定していますが、詳細は決定次第、村ホームページ等でお知らせします。

保育所・児童館に防犯カメラ



5月16日、村は一般社団法人安全・安心まちづくり推進機構（後藤代表理事、以下「SAPIC」）と、地域住民に安全・安心を提供する防犯カメラの設置・管理に関する協定を締結しました。

防犯カメラは村内の保育所と児童館4施設に設置され、機器の設置・保守費用等は協力事業者の設置する自動販売機の売上げの一部から賄われるため、村の負担はありません。SAPICでは全国的に防犯カメラを併設した自動販売機を設置してきましたが、今回のような子ども関連施設への防犯カメラの設置は全国初の事例となります。

《ご協力いただいた自動販売機設置業者》

コカ・コーラ・イーストジャパン(株)、ダイドードリンコ(株)、千葉県ヤクルト販売(株)東部支社、北関東ペプシコーラ販売(株)〈敬称略・順不同〉

特別支援学校で 選挙の出前授業



4月29日、茨城県立美浦特別支援学校において、選挙出前授業が行われました。

この授業は、公職選挙法の改正により6月19日以降の国政選挙から選挙権が満18歳以上になるにあたって、初めて投票する生徒たちが選挙や政治に関する理解を深めることを目的に、学校の要請に応じて村選挙管理委員会が実施したものです。

授業では、選挙の仕組みや投票の仕方等について栗山選挙管理委員長が具体的に説明され、生徒たちは本物の記載台や投票箱を使っの模擬投票を体験しました。

体操フェスティバル開催



4月3日、美浦中学校体育館で「2016NPO法人ジョイナスみほ設立記念体操フェスティバル」が開催されました。

村内や近隣地域からたくさんの方々会場を訪れ、出演者・来場者合わせて680人を超える盛大な催しとなりました。賛助出演にレイクサイド吹奏楽団、ゲスト出演に筑波大学体操部を迎え、子どもたちののびのびとした演技を披露しました。

《平成28年度区長会役員》
会長 根本正則 茂邑
副会長 尾島裕治 登宿
" " 山崎常夫 大谷
松浦幸信 花見塚
〈敬称略〉

4月24日、中央公民館において、平成28年度の区長・副区長会議が開催され、各地区の区長さん・副区長さんに、村長から委嘱状が交付されました。また、会議に引き続き区長会総会が開催され、平成28年度の役員さんが選ばれました。

地区の代表である区長さんは、地域と行政が一体となった活力ある住みよい村づくりに向けて、住民と行政をつなぐパイプ役として活躍くださいます。55名の区長さん・58名の副区長さん、一年間よろしくお願います。



区長会総会開催

祝

おめでとう 美浦所属馬 G I, J・G I 制覇!

「第18回中山グランドジャンプ」 オジュウチョウサン号



4月16日、中山競馬場(4250m芝コース)にて行われた第18回中山グランドジャンプにおいて、美浦トレーニング・センター和田正一郎厩舎所属のオジュウチョウサン号が優勝しました。

好スタートを切り、長い道中を先頭から3番目で障害物をきれいに飛越していくオジュウチョウサン号。最終コーナー手前で1頭追い抜き最後の障害物を2番手でクリアすると、ゴール前の直線で一気にスパート。先行馬を追い抜くとどんどん差を広げてゴール。見事にJ・G I初優勝を飾りました。

担当の長沼厩務員は、「気性が激しく扱いが難しいいけど、その分能力の高い馬です。能力を引き出すためにみんなで意見を出し合ってきました。厩舎のチームワークで勝ち取った結果だと思います。強いライバルがいたので、勝っちゃったなという感じで、レース後に家に帰ってから実感が湧いてきました。この日は家族も競馬場に来ていて、勝ったところを見せられたのがなによりです。」と語ってくれました。

大舞台で能力を開花させたオジュウチョウサン号の今後の活躍が楽しみです。



和田 正一郎 調教師



石神 深一 騎手



長沼 昭利 厩務員



「第21回NHKマイルカップ」

メジャーエンブレム号

5月8日、東京競馬場(1600m芝コース)で行われた第21回NHKマイルカップにおいて、美浦トレーニング・センター田村康仁厩舎所属のメジャーエンブレム号が優勝しました。

好スタートを決めた横一線の馬群からスッと前に出て先頭に立ったメジャーエンブレム号。すべての馬を従えているかのようにずっと先頭のままだ道中を駆け抜け、最終コーナーを抜けてゴール前の直線に入ると加速してさらに差を広げ、最後は追いすがる後続に詰め寄られるもののそのまま先頭でゴール。見事に優勝しました。

田中調教厩務員は、「昨年12月のG I 優勝以降も、普段と変わりなく仕事をしてきました。桜花賞のときも調子は良かったけど、馬群に包まれる感じになって。それでも4着に來たので底力はあると感じていました。今回もレースの道中ずっと『頑張ってくれ』と祈っていました。」と語ってくれました。

牡馬・牝馬混合のG I でも強さを存分に発揮したメジャーエンブレム号。これからも素晴らしい走りを見せてくれるでしょう。



田村 康仁 調教師



田中 大雅 調教厩務員

※取材の都合上、皐月賞に関する掲載は7月号を予定しています。

お問合せ
役場企画財政課
☎ 885-0340
(内) 203・209

美浦村アプリを ご活用ください

近年、スマートフォンが急速に普及して様々なアプリが登場したことにより、スマートフォンは単なる通話、メールのツールとしてではなく、私たちの生活において様々な場面で活用されています。

一方、災害発生直後からしばらくは、被災地やその近隣に住んでいる家族や知人の安否を確認しようと通話やメールが集中するため、電話が繋がりにくくなったりメールの送受信に時間がかかる状況になることもわかっています。しかし、パケット通信を利用した「アプリ」による情報の受信は、この影響を受けにくい仕組みとなっており、美浦村ではこれらの手段を活用して、災害発生時の対応力向上と情報伝達手段のさらなる多様化を図るため、「美浦村アプリ」を開発しました。

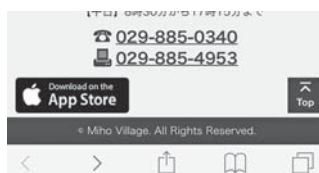
この美浦村アプリには、災害情報だけでなく、美浦村に関する最新情報や観光情報・映像・広報紙等の資料についても提供していきますので、お手持ちのスマートフォンに「美浦村アプリ」をインストールして、どうぞご活用ください。

◆◆◆◆ 美浦村アプリのインストール ◆◆◆◆

お持ちのスマートフォンで、村ホームページを開き、トップページの最下部左側にあるアイコン（ボタン）をクリックすることによって、美浦村アプリをインストールすることができます。クリック後、表示される説明にしたがってインストールしてください。

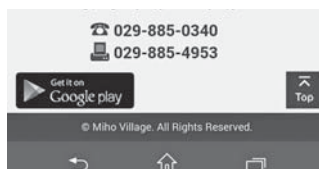
◎お持ちのスマートフォンが iPhoneの場合

「App Store」をクリック ⇒

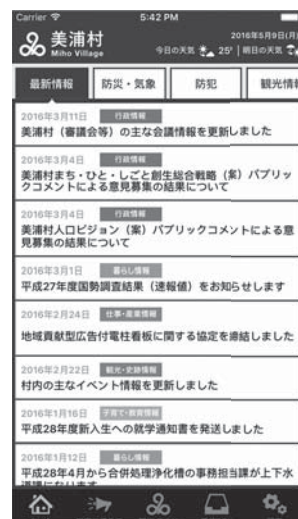


◎お持ちのスマートフォンが iPhone以外の場合

「Google play」をクリック ⇒



《美浦村アプリの画面》



※インストールは無料です。受信にはパケット通信料がかかり、金額は利用者の契約内容によります。

美浦村商工会青年部だより

《6月・7月の活動予定》

- ・ 6月15日 県南協野球大会
- ・ 6月15日 商工会青年部全国統一事業
“絆”感謝運動
- ・ 7月13日 県南協ゴルフ大会
- ・ 7月27日 県青連主張発表大会



4月23日、成田市AirPort Market
—空市—会場にて。

□お問合わせ 美浦村商工会青年部 ☎ 885-2250

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

「無料体験」のはずが…
スポーツ施設会員に
申し込むことに

広告を見てスポーツ施設の無料体験に行ったところ、いきなり契約書への記入を求められ「1万5千円の入会金を特別に5千円に割引くので、一緒に3カ月分の会費を前払いするように」と言われた。夫の介護もあり、続けられるか不安だったが、契約書に記入しなければ体験もできないような雰囲気負け、記入してしまった。帰宅してから確認すると、「脱会する場合は違約金がかかる」とあり不安だ。

(当事者…70歳代女性)

【ひとこと助言】

広告等に「無料」と書いてあっても、何が無料なのかはつきりしない場合があります。申し込む際は「無料」となる内容や範囲、有料の契約を結ぶ前提があるのかを確認しましょう。「特別割引」等特典を強調して契約を迫られても、その場で契約してはいけません。家族や周囲の人に相談しなければ、きっぱり断ることも大切です。

仮想通貨への投資

リスクを理解できない
ければ契約しないで



「仮想通貨を買わないか」と電話があり、数日後に説明書が届いた。後日、再び同じ業者から電話があり「今100万円分の仮想通貨を買えば、2〜3年後には2倍になる」と言われた。その話を信じて購入することにし、近くのファミレスで担当者に現金100万円を渡した。その後しばらくは仮想通貨の値動きが数字の連絡が業者からあったが、最近、業者

に電話をかけてもつながらなくなった。
(当事者…70歳代女性)

【ひとこと助言】

インターネットを通じて電子的に取引される「仮想通貨」への投資に関して、電話や訪問による勧誘トラブルが高齢者を中心に増加しています。仮想通貨は、取引相場の価格変動リスクを伴うため、将来必ず値上がりするというものではありません。セールストークをうのみにせず、リスクを十分に理解できなければ、契約しないでください。いったん電話に出ると切りにくくなります。留守番電話機能等を利用して、かかってきた電話は出ずに、必要な相手だけにかけ直す方法も有効です。(以上2件国民生活センター見守り新鮮情報より抜粋)

危険！0歳児が

大人用ベッドから転落



▼事例1 大人用ベッドを2台付けて中央に寝かせ、ミルクを作るうと母がキッチンに行っている

間に、フローリングの床に転落し頭部を打撲した。寝返りはまだできないが、手足をバタバタさせているうちに移動して転落したようだ。
(当事者…4カ月女児)

▼事例2 大人用ベッドに寝かしつけ寝室を離れ、再び寝室に入ったところ、壁とベッドの隙間に挟まるように転落しており、呼吸がなかった。
(当事者…5カ月女児)

【ひとこと助言】

大人が目を離れた隙に、0歳児が大人用ベッドから転落するという事故が多く発生しています。危害の多くは頭部や顔面の打撲ですが、中には頭がい骨骨折やベッドと壁との隙間に挟まれ窒息したケースもあります。子どもは「まだそれほど動かない」と思っているにもかかわらず移動します。大人用ベッドに寝かせたまま、目を離してはいけません。事故が起きた際に、いつもと様子が違ってボーっとしている、元気がない、顔色が悪い等、心配なときはすぐに病院を受診しましょう。受診に迷ったときや不安なときに相談

消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター(消費生活相談全般)
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時
(終了30分前まで受付) ☎885-7141(直通)
※相談員不在の場合あり。電話でご確認ください。
- ◇消費者ホットライン(全国共通) ☎1 8 8 ※3桁
- ◇県警悪質商法110番(訪問販売・悪質業者等の相談)
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379

司法書士による無料法律相談

談できる居住地の身近な窓口を確認しておきましょう。
《小児救急電話相談》#8000
(国民生活センター子どもサポート情報より抜粋)

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、消費生活に関する相談が無料で受けられます。7月4日(月)までにご予約ください。
◇日時 7月8日(金)午前9時30分～11時30分
◇相談場所・受付 美浦村消費生活センター

収 納

お問合せ
役場収納課
☎ 885-0340
(内) 130・131

～納税の公平性を保つために～ 財産の差押えを 実施しています

美浦村では、「滞納者」と「納期限までに納税していただいている大多数の皆さま」との公平性を保つため、滞納処分を厳正に執行しています。皆さまが納めている税金は、福祉や教育等の貴重な財源となっておりますので、納期限内の納税にご協力をお願いします。

滞納処分は法律に基づく強制処分です

税金は、定められた納期限までに納税者の皆さまに自主的に納めていただくもので、これが税本来の姿です。納税者が納期限までに納税しないことにより督促状を送達したにも関わらず、未納分が完納されないことを「滞納」といいます。滞納した場合は、督促手数料・延滞金を課され、さらに村は滞納者に帰属する財産を差押え、換価（取立）し、その代金を滞納している村税等に配当する一連の処分である強制換価手続（滞納処分）を行うこととなります。

国や地方公共団体には、その財政基盤の確保のため、租税等の債権について、裁判所等の司法の執行機関を通じることなく自ら強制的に徴収することができる「自力執行権」が認められています。

※延滞金の率…次の割合で加算されます。

- ・納期限の翌日から1カ月間は、特例基準割合に年1%を加算した割合（平成28年は年2.8%）
- ・納期限の翌日から1カ月を経過した後は、特例基準割合に年7.3%を加算した割合（平成28年は年9.1%）

納税相談はお早めに

病気やケガ、失業、経営不振等の事情により税金の納付が困難な場合は、それを放置せずに役場収納課に早めにご相談ください。納税相談は事前にご連絡いただければ、よりスムーズに相談が進みます。

また、納期限が過ぎてしまった納付書では税金等を納めることができません。新たな納付書を収納課窓口または郵送で再交付しますので、早めに役場収納課にご連絡ください。納付書の紛失等による再交付、その他納税に関する疑問・質問等については役場収納課へお問い合わせください。

※課税の内容については、納税通知書に記載されている課税担当課にお問い合わせください。

《滞納処分の手続きの流れ》

督促発布

地方税法第329条、第371条、第457条 他

※納期限までに村税等が完納されない場合は、督促状を発しなければなりません。

財産調査

地方税法第298条、国税徴収法第141条、第142条 他

※滞納処分のために必要なときは、滞納者、官公庁、金融機関、取引先、滞納者の財産を占有する第三者等に対し、質問・検査および搜索をすることができます。

財産差押え

地方税法第331条、第373条、第459条 他

※督促状を発した日から10日を経過した日までに、納税者が滞納となっている村税等を完納しないときは、その納税者の財産を差押えなければなりません。

換 価

国税徴収法第67条、第94条、第109条 他

※差押え不動産については公売、預貯金等の差押え債権については取立てにより、差押え財産を金銭に換えます。

配 当

国税徴収法第129条

※差押え財産の換価代金を村税等へ配当します。

平成27年度
滞納処分実績

《不動産公売》 換価に至るケースはありませんでした。

《債権差押え》 件数 169件 差押金額 40,729,823円 取立金額 28,842,072円

《不動産差押え》 件数 10件

《不動産参加差押え》 件数 2件

《競売事件等に対する交付要求》 件数 66件

※債権…預貯金、生命保険、給与賞与、売掛金、年金、所得税還付金等

国民健康保険

お問合せ
国保年金課国保係
☎ 885-0340 (内) 117

特定健診、特定保健指導を受けましょう

日本人の食生活や身体活動等の生活習慣の変化により、糖尿病等の生活習慣病になる方が増え、生活習慣病は日本人の死因の約6割を占めるま

でなっています。
この生活習慣病の発症に深く関係しているメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の発生リスクが高い方を早期に発見し、生活習慣の改善を図ることで病気の発症と重度化を防止するのが、特定健康診査（特定健診）と特定保健指導です。

特定健診の対象者は、国民健康保険に加入している40歳から74歳の方です。「平成28年度健康スケジュール」や広報みほ4月号でお知らせしたと

おり、胃がん検診（予約制）を受ける方は6月22日（水）より、胃がん検診を受けない方は7月21日（木）より保健センターで実施しますので、ご自身の健康管理のためにも特定健診を受診しましょう。

特定健診・特定保健指導の流れ

《特定健診の受診》

基本的な項目と、詳細な項目を受診します。

＊基本的な項目：問診、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査

＊詳細な項目：心電図、眼底検査、貧血検査

←

《健診結果の送付》

特定健診の結果から、情報提供・動機づけ支援・積極的支援にレベル分けされ、それぞれ次のように健診結果が送付されます。

◇情報提供 健診結果を個別に送付します。

◇動機づけ支援 健診結果と共に「動機づけ支援に該当になりました」という通知を個別に送付します。また、特定保健指導のご案内もします。

ので、お申し込みください。

さい。

◇積極的支援 健診結果をお渡しする前に「積極的支援に該当になりました」という通知を個別に送付します。

健診結果は、健康相談の際にお渡しします。

←

《特定保健指導の実施》

メタボリックシンドロームのリスクの高い人に対して、各レベルに応じた特定保健指導が実施されます。

◇動機づけ支援「生活習慣の改善を促す個別支援」

生活習慣改善に自主的な取り組みができるよう、保健師、管理栄養士などの指導のもとに行動計画を作り、個別支援と血液検査を実施します。また、6カ月後に改善状況を確認します。

◇積極的支援「3カ月以上複数回に渡る継続的な個別支援」

保健師、管理栄養士などの指導のもとに行動計画を作り、生活習慣の改善に取り組めるよう、3カ月以上の継続的な個別支援と血液検査を実施します。また、6カ月後に改善状況を確認します。

国民年金

お問合せ
土浦年金事務所
☎ 029-825-1170
自動音声「2」

保険料、納めるのが困難な時は？

経済的な理由等で国民年金保険料（平成28年度の保険料は月額1万6260円）を納めることが困難な場合には、申請により免除または猶予となる制度があります。

＊任意加入者の方は、制度を利用することができません。

＊免除・猶予とも所得制限があり、所得が一定額以下でなければ承認されません。

ただし、離職者の方は申請の際にハローワーク発行の離職票を確認できれば、承認される場合があります。

全額免除制度、一部納付（一部免除）制度

一部納付（一部免除）制度

本人・配偶者・世帯主の所得が一定額以下の方が対象となる制度で、所得に応じ保険料

の全額または一部（3段階に分かれます）が免除されます。承認された期間は、全額を納付した時と比べ、年金受給額が次の額に減額されます。

◇全額免除制度 2分の1

◇一部納付（一部免除）制度 4分の1納付（一部保険料4070円）8分の5

2分の1納付（一部保険料8130円）8分の6

4分の3納付（一部保険料1万2200円）8分の7

＊一部納付制度の承認期間中に保険料を納付しなかった場合は、その未納額および免除額は通常未納した場合と同じ取扱いとなります。

若年者納付猶予制度

30歳未満の方で、本人と配偶者の所得が一定額以下の方が対象となる制度です。

承認された期間は、将来受け取る年金の受給資格期間には加算されますが、年金受給額には反映されません。

※平成28年7月から名称を納付猶予制度とし、50歳未満に引き上げる予定です。

.....

申請方法や所得制限の基準等、詳細についてはお問い合わせください。

後期高齢者医療制度

お問合せ
国保年金課
高齢者医療係
☎ 885-0340 (内) 116

7月下旬に後期高齢者医療制度の

被保険者証(保険証)を郵送します

後期高齢者医療制度の被保険者証(保険証)の有効期限は7月31日までです。被保険者には新しい保険証を7月末日までに簡易書留で郵送します。

保険証が届いたら

- ・保険証の記載内容に誤りがないかどうかご確認ください。
- ・有効期限を過ぎた保険証は、国保年金課へ返却または各自の責任で処分ください。

保険証の取扱い

- ・必ず手元に保管しましょう。
- ・医療機関等で診察を受けるときには、必ず窓口で提示してください。
- ・コピーしたもの、有効期限の切れたものは使えません。

保険証の有効期限

平成28年8月1日～平成29年7月31日までの1年間です。

* 後期高齢者医療保険料に未納がある場合は、新しい保険証の有効期限が短くなる場合がありますので、保険料の納め忘れにはご注意ください。

医療費の自己負担割合の判定

被保険者が負担する医療費の割合(自己負担割合)は、「1割」または「3割」となります。この自己負担割合は、前年の所得(住民税課税所得)をもとに判定されます。

基準収入額適用申請

自己負担割合が「3割」と判定された場合でも、下表中の基準収入額適用申請の条件のいずれかに該当する方は、申請により「1割」となります。該当者には村から通知しますので、必ず申請をしてください。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

下表の所得区分が「区分Ⅱ」「区分Ⅰ」に該当する場合は、申請いただくことにより「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。この認定証を保険証と一緒に医療機関等の窓口で提示すると、1カ月の自己負担限度額等が減額になります。

* 有効期限は、申請した月の初日から次の7月31日までとなります。

* すでに認定証を所有しており、8月以降も引き続き該当となる方には、新しい認定証を保険証と一緒に郵送します。これに関する手続は不要です。

* 新たに該当となる方には、通知および申請書を郵送いたしますので、申請をしてください。

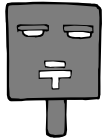
所得区分	住民税課税所得額	自己負担割合	自己負担限度額	
			外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者	同一世帯内に住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる場合	3割	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
	基準収入額適用申請	1割	12,000円	44,400円
	・被保険者が同一世帯内に1人の場合は、総収入の合計額が383万円未満 ・被保険者が同一世帯内に2人以上の場合は、総収入の合計額が520万円未満 ・被保険者が同一世帯内に1人で、かつその世帯に70歳以上の世帯員がいる場合は、該当者の総収入の合計額が520万円未満			
一般	同一世帯内に住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいない場合	1割	12,000円	44,400円
区分Ⅱ	同一世帯の全員が住民税非課税である場合	1割	8,000円	24,600円
区分Ⅰ	同一世帯の全員が住民税非課税で、世帯の所得が一定基準以下の場合	1割	8,000円	15,000円

みなさまの声をお聞かせください ～村長へのたより～

村では、地域と行政が一体となって「住みよいまちづくり」を進めるため、皆さんが日ごろ思っている村政へのご意見やご要望を随時受け付けています。

＊平成27年度は28件の意見・要望が届きました。貴重なご意見ありがとうございました。

村長へのたよりの送り方



専用の用紙を郵送で

今月号に、切手不要で郵送することができる専用の用紙が折り込まれています。用紙に必要事項を記入後、のり付けして郵便ポストに投函してください。＊用紙は後述の専用の投函箱脇にも常時備え付けてありますのでご利用ください。



専用の投函箱に

専用の投函箱「あなたの声を村政に～村長へのたより」が村の公共施設6カ所に設置されています。用紙に必要事項を記入後、投函してください。

《設置場所》

役場、中央公民館、保健センター、光と風の丘公園クラブハウス、文化財センター、老人福祉センター

＊手紙を回収するまでにお時間をいただく場合がございます。ご了承ください。



公式ホームページからメールで

村公式ホームページのトップページ下部に「問い合わせ」がありますので、総務課宛てに送付してください。

＊意見・要望以外の業務に関する問い合わせは、それぞれの担当課宛てに送付してください。

■問い合わせ 役場総務課広報・広聴係 ☎ 029-885-0340（内線204・205）

みほ文芸

正調俚謡 日和吟社題「時・計」二字以上詠み込み有季無季随意

時代築いた熊本城も巨大地震に術はなし
震度七から止まった時間人の情けで動き出す
力抜いても体重計の針は正直ごまかせぬ
顔はわかるが名前が出ない時よ戻れと叫びたい
受けた情けに感謝と恩を何時か返せる時を待つ
価値はないけど想い出つまる父の形見の腕時計
無事に退職後も咲いて見入るひと時走馬灯
計り知れない地震の脅威憂う原発身が縮む
計り知れない自然の猛威耐える共助で絆の輪
揺れる熊本鎮まる時を祈る不安な車中泊
神よお願い眠れぬ余震時よ戻って被災前
時を戻して戦死の前にひと目逢いたい恋し父
時が経ったの忘れていたよ酒の相手に孫が来る
時を忘れて国宝見入る雅煌く迎賓館
家事の時間に追いかける妻に湯浴の古稀祝
志摩のサミット平穏なるか息を凝らして時を待つ
種にならない芽のびのジャガに負けず伸び出す温度計
時は薄命呻くが如く走る車の黒い影

五月の俳句（題 当季雑詠）

拙んでて彩浮く蕾君子蘭

来ぬ人を待てば文字摺り遠蛙

リズムとり歩く野の道花いばら

ケンケンと雉が飛び立つ休耕田

雨よ雨降るな熊本梅雨が来る

客招く武者人形店飾り

蕎麦を煮る幸せ賜ふひと日かな

菖蒲湯のかおり懐かし母の胸

野焼きして煙にむせる道祖神

雑踏の風に押されし花見客

田植機を操る乙女水鏡

釣れてよし釣れなくてよし風五月

山崎笑子
田島草実
篠原美千代
木村幸子
小蘭江久美
伊藤葉子
沼寄朋香
門脇悠美
上野八千代
石戸葎華
関根秀子
長谷川悦子
武田かずお
小池きよし
高橋一歩
飯塚筑風
塚本夏雲
山口杏路
(五十音順)

青野安佐子
石毛恵美子
伊藤八千帆
海道民子
木澤はしめ
高柳幸子
田島早苗
中島輝子
松葉よし江
松本秀子
宮崎きみ枝
矢原はつ

介護保険負担限度額認定証 の申請手続きについて

～8月から非課税年金も収入に～

介護保険

お問合せ
福祉介護課介護保険係
☎ 885-0340
(内) 113・132・135

介護保険の施設サービス（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設）や、短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）を利用した際の食費・居住費は、利用者の自己負担となっています。

しかし、低所得等の理由により自己負担が困難と認められる方には、その方の世帯の所得に応じて3段階に自己負担限度額が設けられています。認定を受けるためには申請が必要となります。

現在認定を受けている方には「介護保険負担限度額認定証」を交付しており、その有効期間は1年（平成28年7月31日まで）となっています。引き続き制度を利用するには新たに申請が必要となりますので、お忘れなく早めのお手続きをお願いします。

※現在の認定者には6月下旬に申請書を送付する予定です。



非課税年金も収入額に勘案されます！

平成28年8月から、利用者負担段階の判定に非課税年金（遺族年金・障害年金）が収入額として勘案されます。このことにより、現在利用者負担段階が第2段階である方のうち、非課税年金を一定額受給されている方は、利用者負担段階が第3段階になる場合があります。

負担減額の対象者（利用者負担段階別）

- ▶ 第1段階…世帯員全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている方または生活保護を受けている方
- ▶ 第2段階…世帯員全員が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方
- ▶ 第3段階…世帯員全員が住民税非課税で第2段階に該当しない方

✓ チェック1 以下の条件に該当する方は給付の対象となりませんのでご注意ください

- ・世帯全員が住民税非課税でも、世帯分離している配偶者が住民税課税である場合
- ・世帯全員が住民税非課税（世帯分離している配偶者も住民税非課税）でも、預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える方

✓ チェック2 特例減額措置

上記の項目のいずれかに該当する方は給付対象となりませんが、高齢夫婦世帯等で一方が施設に入所し、居住費・食費を負担することで生活が困難になる等、一定の要件を満たすことにより申請を認められた方は、第3段階と同様の「特例減額措置」を受けることができます。

※詳しくは役場福祉介護課にお問い合わせください。

自己負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	食 費	居 住 費				
		ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型個室 （特 養）	従来型個室 （老健・療養）	多床室
第1段階	300円	820円	490円	320円	490円	0円
第2段階	390円	820円	490円	420円	490円	370円
第3段階または 特例減額措置	650円	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円



よい歯と口で いきいきライフ

めざそう！
64歳で24本、80歳で20本！！

自分の歯で毎日の食事をおいしく食べられることは、心からだの健康を保ち、人生をより一層豊かなものにしてくれます。

県では「6424（ムシバニシナイ）運動」、国では「8020（ハチマルニイマル）運動」を呼びかけています。

◎年代別の歯と口を守るポイント

◇妊娠期

・妊娠中は、虫歯や歯周病にかかりやすくなります

・妊婦歯科健診を受けましょう

・バランスの良い食事が、赤ちゃんの歯を丈夫にします

◇乳幼児期

・よく噛むことを教えましょう

・乳歯の虫歯は永久歯に影響します

・規則正しい生活を身につけさせましょう

◇学童期・思春期

・生え始めの永久歯を大切にしましょう

・口呼吸は、早めに鼻呼吸に改善しましょう

・おやつ・夜食の食べ方に気をつけましょう

◇成人期

・20～30歳代はむし歯、40歳代以上は歯周病に注意が必要で

・定期的な歯科健診で歯と口の健康を守りましょう

◇高齢期

・口腔ケア（歯みがき、入れ歯のお手入れ、口の体操、だ液の分泌をよくするマッサージ、歯科健診）でシニアライフをいきいきと

歯と口を守る生活習慣

□よく噛んで、だ液を出す

□生活リズムを整え、「だらだら食べ」をしない

□甘い食べ物、甘い飲み物は、控えめに

□体に良さそうな飲み物（スポーツドリンク・野菜ジュースなど）の糖分に、ご注意ください

□栄養バランスの良い食事で歯を強くする

□免疫力を高める（禁煙、運動する、疲労やストレスをためない、ぐっすり眠る）

□歯みがきは毎食後＋寝る前

《7月の乳幼児健診》

◇受付時間 午後1時30分～2時

- ・3歳児健診 7月4日（月）
対象：平成25年4月～5月生
- ・4カ月健診 7月11日（月）
対象：平成28年3月生

*対象の方には事前にお知らせと問診票等を送付します。

休日当番医

診療時間：午前9時～午後4時
都合により当番医を変更することがあります。
※お問合せ先：なるしま内科医院 ☎869-4820

6月	12日（日）	つじ耳鼻咽喉科クリニック 和田医院	阿見 稲敷	☎801-3387 ☎894-2412
	19日（日）	市川ファミリークリニック 角崎クリニック	阿見 稲敷	☎843-3301 ☎0297-87-6030
	26日（日）	阿見第一クリニック 鈴木クリニック	阿見 稲敷	☎887-3511 ☎892-3640
7月	3日（日）	かない皮フ科 古橋医院	阿見 稲敷	☎888-8188 ☎0299-78-3770
	10日（日）	さかえ医院 佐倉クリニック	阿見 稲敷	☎888-2662 ☎892-7011

6月は「食育月間」です 毎月19日は食育の日です

子供から高齢者まで、食べる事は生活の活力です。
毎日の食事を振り返ってみましょう。

★★★ 茨城県の食育スローガン ★★★

- ☆お・・・おはよう、ごはんを食べましょう
- ☆い・・・いただきます、ごちそうさまを言いましょう
- ☆し・・・しっかり野菜を食べましょう
- ☆い・・・いばらきの食べ物を味わいましょう
- ☆な・・・なかよくみんなで食事を楽しみましょう

《いいことだらけの「朝ごはん」》

- ・頭がすっきり冴えて、勉強・仕事・家事がはかどります。
- ・お腹スッカリ、生活リズムが整います。
- ・肥満・生活習慣病予防につながります。

美浦村 子育て情報

子育て ワンポイント

毎月、親子でできる簡単な遊びや子育てのコツを紹介していきます。



子どもとのかかわり方② 村発達相談員 枝松先生より

■子どもに効果的な褒め方のポイント

「すぐに」「必ず」「具体的に」「体を使って」
子どもは皆、褒められるのが大好き。幼児期の子どもは、褒められることによって社会的なルールや人間関係に必要なスキルを学んでいきます。

***褒めるタイミングは** 何か良いことをした後の1秒以内。早い方が効果があります。

***褒め方は** 「お片付けが上手にできたね」等のように何ができたのかを具体的に示すと子どもに伝わりやすい。また、言葉だけでなく「頭をなでる」「くすぐる」「抱きしめる」等体に触れながら褒めると、より効果的です。

***叱ると褒めるは** 1:4 で！

子育て中は楽しい時もあれば、イライラしてしまう時もあります。ストレスを感じたら、無理せず、家族や友達、子育て支援センター、発達相談員等に話を聞いてもらうことも必要です。



7月の 子育て広場

予約必要なし
開催時間内
出入り自由

ぴよ：ぴよぴよサロン&プレママサロン

(通常：午前10時～正午、PM：午後1～3時)

◇対象 2カ月～1歳3カ月、妊婦さん

◇場所 木原地区多目的集会施設和室

ぴよぴよサロン&プレママサロンでは、毎月一度、保健師、助産師、栄養士さんによる個別の「育児相談(青)」を行っています。(通常の自由遊びもあり)

よち：よちよちルーム (午前10時～正午)

◇対象 1歳児 (H26.4.2～H27.4.1生)

◇場所 木原地区多目的集会施設和室

エン：エンジョイ子育て (午前10時～正午)

◇対象 0歳～就園前

◇場所 木原地区多目的集会施設和室、または村内の公園・公共施設

ほっ：子育てほっとルーム (午前9時30分～午後4時)

◇対象 0歳～就園前

◇場所 子育て支援センター(木原地区多目的集会施設内)

※各子育て広場の詳細と、開催場所(都合により変更する場合があります)については、役場・中央公民館・保健センターに設置している「子育てカレンダー(毎月発行)」でご確認ください。

※どの子育て広場も「子育て支援センターのスタッフ」が担当しています。

日	月	火	水	木	金	土
					1 ほっ	2
3	4 よち ほっ	5	6	7 ほっ	8 ほっ	9
10	11 よち ほっ	12 ほっ	13 ぴよ ほっ	14 ほっ	15 ほっ	16
17	18	19 エン ほっ	20 青 ぴよ ほっ	21 ほっ	22 ほっ	23
24 31	25 よち ほっ	26 エン ほっ	27 PM ぴよ ほっ	28 ほっ	29 ほっ	30

発達相談 (子育てや発達に関する相談)

◇対象 0歳児～学童 ◇場所 予約時にお知らせします。

◇予約方法 子育て支援センターに電話で予約してください。 ※発達相談員が担当しています。

要予約

□問合せ 子育て支援センター(木原地区多目的集会施設内) ☎885-6511 *午前9時から午後4時30分まで

昭和56年5月までに着工した木造住宅には
「耐震診断支援制度」があります

耐震診断を受けて 我が家の安全を確認してみませんか



● 耐震基準 昭和56年5月までの建物と6月以降の建物では基準の内容が違います

【旧耐震基準】 昭和56年5月以前までに建築工事を着工した建物に適用された耐震基準です。これは、中地震（M5～7）を想定しており、震度5強程度の揺れでも倒壊せず、破損したとしても補修することで生活が可能な耐震基準です。しかし、巨大地震については考慮されていません。

【新耐震基準】 昭和56年6月以降に着工した建物に適用されている耐震基準で、巨大地震（M8以上）を想定しています。震度6強～7程度の揺れでも倒壊しないような耐震基準です。※建物が老朽化している場合や震源地からの距離が極端に近い場合等では、新耐震基準を満たしている建物でも倒壊する可能性は十分あります。

長年住んで愛着のある
我が家は大丈夫かな…



診断を受ければ
今後の判断材料
になるな！



● 皆様のお住まいと生命を守るため、「耐震診断士」を派遣します

旧耐震基準で建てられた建築物は、耐震性が不足している可能性があります。また、東日本大震災等によって耐震性が低下している可能性があります。まずは、お住まいの耐震性を把握する事が大切です。

▶ **申込方法** 木造住宅耐震診断士による耐震診断をご希望の方は、申請書（役場都市建設課窓口または村ホームページに掲載）に必要事項を記入の上、役場都市建設課までご提出ください。

▶ **対象住宅** ① 昭和56年5月31日以前に着工されたもの、② 一戸建ての木造住宅または店舗等併用住宅（住宅部分の床面積が全床面積の2分の1以上のもの）で、どちらも延べ床面積30㎡以上のもの

▶ **診断費用** 一戸当たり2,000円※個人負担分

▶ **申込期限** 平成28年9月30日（金）※診断の実施時期は平成28年11月頃に開始する予定です。

▶ **申込・問合せ** 役場都市建設課 ☎885-0340 内線222・223

～ 住宅リフォーム費用の一部を助成します ～ 助成の申請は必ず着工前に！！



村では、地域経済の振興を目的として、美浦村にお住まいの方が村内の施工業者により住宅リフォーム工事を行った場合、その費用の一部を補助しています（予算がなくなり次第受付終了）。

必ず工事着工前に申請してください。すでに工事を着工した後の申請は対象となりません。

◎ **対象者** 村内に自己が所有する個人住宅・併用住宅に継続して3年以上住民登録をしている方で、その居住する住宅に以下の助成対象リフォーム工事を村内の施工業者により行う方

※村で実施している他の補助制度を利用された方は除きます。

◎ **助成対象リフォーム工事** 村内の施工業者による、工事費が10万円以上（消費税別）の修繕、増改築、模様替え、その他住宅の機能の維持・向上のために行う補修・改良工事

※車庫、塀工事や屋根の葺き替え、既存床面積の2分の1を超える増改築工事、機器類および建具のみの設置・交換工事、ソーラーパネルの新築・交換工事、自然災害による被害の復旧工事等は対象外です。

◎ **助成金の額** 助成対象リフォーム工事にかかった工事費（消費税別）の10%（上限額10万円。上限額までは千円未満切り捨て）

□ **お問合せ** 役場都市建設課 ☎885-0340 内線222・223

お知らせ

こころの健康相談会

不安に思っていることや、悩み事はありませんか？身内には話にくい・どこに相談したらよいのか分からない等、心の中に不安や悩みを留めておくことは、心の健康を害してしまう要因ともなります。声に出し、不安な気持ちを誰かに聞いてもらうことで、心が軽くなることはよくあります。心の健康を保ち、前向きな気持ちを持ち続けていただくために、相談会を開催しています。少しでも気持ちを軽くすることをお手伝いができたと考えています。ゆつくりと時間をかけてお

美浦村役場 ☎885-0340
中央公民館 ☎885-4451
中央公民館図書室 ☎885-8442
文化財センター ☎886-0291
光と風の丘公園クラブハウス ☎885-6711
保健センター ☎885-1889
美浦水処理センター ☎885-0720
(上下水道課) ☎885-8899
大谷時計台児童館 ☎885-0597
木原城山児童館 ☎885-1064
大谷保育所 ☎885-1549
木原保育所 ☎885-4488
社会福祉協議会 ☎885-0038
老人福祉センター ☎885-7080
デイサービスセンター ☎885-8885
シルバー人材センター ☎886-0007
美浦村ホームページアドレス
<http://www.vill.miho.lg.jp/>
Eメール info@vill.miho.lg.jp

不妊専門相談

茨城県では、平成28年度茨城県不妊専門相談センター事業を次のとおり実施しています。事前にお電話で予約をしてください。

《県南地区》

- ◇相談日時 第1・第3木曜日 午後6時～9時、第2・第4日曜日午前9時～正午
- ◇相談日別相談員職種
▼第1・第3木曜日 産婦人科・泌尿器科医師と助産師
- ▼第2日曜日 産婦人科・泌尿器科医師と助産師または不妊カウンセラーと助産師
- ▼第4日曜日 不妊カウンセラーと助産師
- ◇相談会場 茨城県県南生涯学習センター(土浦市大和町9-1ウララビル5階)
- ◇主催 茨城県・茨城県産婦人科医会
- ◇申込・問合せ 茨城県産婦人科医会 ☎029-241-1130、ホームページ (<http://www.ibaog.jp>)

大好きいばらき就職面接会(前期)

大学院・大学・短大・専修学校等(高校は除く)の平成29年3月卒業予定者および既卒未就職者を対象に就職面接会を開催します。

事前申し込み不要・参加費無料です。履歴書を複数お持ちください。また、面接会の回り方を指導するプレセミナーにもぜひご参加ください。

【土浦会場】 6月20日(月) ホテルマロウド筑波

・プレセミナー 午前11時～11時50分

・面接会 午後1時～4時

◇問合せ 県労働政策課 ☎029-301-3645、ホームページ (<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/osei/rodo/h28daisuki/index2.html>)

貯筋運動教室

老化は現実には避けられないものであり、身体機能が徐々に低下するのはやむをえません。しかし、毎日からだを動かせば、体力や身体機能の

低下の度合いを小さくすることもできます。

そこで、村では貯筋運動教室を開催します。運動を始めるきっかけにしてみたいかですか。

◇日時 7月4日(月)、12日(火)、19日(火)、26日(火)、8月9日(火)、23日(火)、30日(火)、9月6日(火)、20日(火)、27日(火)の全10回(午前中)

*詳細はお申込みいただいた方へ後日郵送します。

◇対象 村内在住の65歳以上の方で、主治医から運動を禁止されていない方。

◇会場 美浦村保健センター

◇講師 健康運動指導士

◇参加費 無料

◇定員 40名(先着順)

◇申込・問合せ 役場福祉介護課(内線113・135)

村の交通事故発生状況 (4月1日～30日)

	年累計
発生件数	3 (11)
負傷者数	4 (14)
死者数	(0)

4月30日現在死者ゼロ継続790日

美浦村不妊治療費 助成事業のご案内

村では、特定不妊治療を受けたご夫婦に、治療費の一部を助成します。

《助成対象者》

次の全ての要件に該当しているご夫婦が対象です。

- ・平成28年度の茨城県不妊治療費補助金の交付決定を受けていること
- ・治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満で、法律上の婚姻をしているご夫婦であること

- ・美浦村の補助金交付申請をする日現在およびその1年以上前から夫または妻のいずれかが、村内に住民登録をしていること
- ・村税に滞納がないこと

- ・茨城県が指定した医療機関で受けた体外受精および顕微受精（保険適用外の特定不妊治療）
- ・前項の治療の一環として行った男性不妊治療（精巣または精巣上体から精子を採取するための手術）

《助成の対象となる治療》

- ・茨城県が指定した医療機関で受けた体外受精および顕微受精（保険適用外の特定不妊治療）
- ・前項の治療の一環として行った男性不妊治療（精巣または精巣上体から精子を採取するための手術）

《助成金額》

1回の特定不妊治療に要した費用から、茨城県不妊治療費補助金額を控除した額

*今年度から限度額が5万円から10万円に増額されました。

《助成回数》

初めて助成を受ける際の治療開始日における妻の年齢

- ・39歳までの方 6回まで
- ・40歳～42歳の方 3回まで

※申請手続き・助成内容については、健康増進課（保健センター）へお問い合わせください。

◇申請・問合せ 役場健康増進課（保健センター）

あなたの土地が
狙われています！

悪質な業者から、金銭や甘い言葉で土地利用を求められ、安易に同意してしまった結果、大切な土地に廃棄物を不法投棄されてしまったり、質の良い残土等を埋め立てられる事案が発生しています。

こうした被害を防ぐためには、「うまい話があっても安易に土地を貸さない」という意思を持つことが必要です。

また、遊休地にいつの間にか不法投棄されていたという

事例もあります。定期的な見回り、侵入防止柵や不法投棄禁止等の警告掲示板の設置が有効です。

不法投棄・野焼きを見つけたら不法投棄110番（☎0120-536-380）へご連絡ください。

◇問合せ 役場生活環境課、

県廃棄物対策課 ☎029-301-3033

熱中症にご注意を！

稲敷広域消防本部では、平成27年中に熱中症の傷病者を161人搬送しました。このうち、52人が入院の必要な中等症以上と診断されています。特に、高齢者や子どもは体温調節が十分ではないので注意が必要です。

現在では、屋内でも熱中症の発生が増加傾向にあります。エアコンの適切な使用、こまめな水分補給を心掛けて元気な夏を過ごしましょう。

*稲敷広域消防本部ホームページの「熱中症予防」リーフレットに詳しい予防法が掲載してあります。

◇問合せ 稲敷広域消防本部 救急課 ☎0297-641

3846（ホームページ）
<http://www.inashiki-kouik.jp/>

植えてはいけない
けしの発見にご協力を

「けし」の仲間は、春から色鮮やかで美しい花を咲かせ、観賞用として人気があります。しかし、「けし」の仲間には法律で栽培が禁止されているものがあります。

葉の特徴としては、縁の切れ込みが浅く、茎を抱き込むようにしています。

植えてはいけない「けし」を発見した場合は、土浦保健所までご一報ください。

◇連絡先 土浦保健所衛生課 ☎029-821-5364

子どもの人権
110番強化週間

法務省と全国人権擁護委員連合会は、「いじめ」や児童虐待等、子どもをめぐる様々な人権問題に積極的に取り組むことを目的として、全国一斉「子どもの人権110番強化週間」を実施し、悩みを持ったお子様や保護者の方からの相

談に応じます（秘密厳守）。

◇日時 6月27日（月）～7月3日（日）午前8時30分～午後7時まで（土日は午前10時～午後5時まで）

◇相談電話番号 ☎0120-1007-1110（全国共通フリーダイヤル）

◇相談員 法務局職員・人権擁護委員

◇実施機関 水戸地方法務局・茨城県人権擁護委員連合会

平成28年度労働保険
年度更新のお知らせ

労働保険の年度更新の申告・納付期間は6月1日（水）から7月11日（月）までです。申告の際は、年度更新申告書受理相談会、コールセンターをご利用ください。

労働保険料の納付は、口座振替申請を行えば翌年以降も継続して口座振替で納付ができ、納期限も延長されます。

*4月1日より労災保険率が改正されました。

◇問合せ 茨城労働局労働保険徴収室 ☎029-224-6213、茨城労働局ホームページ（<http://ibaraki-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/>）

「就職力レッジ」を 開催します！

ジョブカフェいばらきでは、

「脱フリーター・脱無職」を目指す15歳～40歳前半の方を対象とした就職支援セミナー「就職力レッジ」を開催します。

◇日時(実践編) 6月28日(火)、29日(水)、7月4日(月)

*各日とも午前9時30分～午後4時30分

◇会場 ジョブカフェいばらき(水戸市三の丸1-7-41)

◇対象者 15歳～概ね40歳代前半の求職者で全日程参加できる方

◇定員 先着20名

◇申込・問合せ 特定非営利活動法人雇用人材協会 ☎029-3000-1738、
(E-mail: s-college@koyou-jinzai.org)

戦没者遺児による 慰霊友好親善事業

◇実施地域 旧満州、旧ソ連西部ニューギニア、マリアナ諸島、トラック・パラオ諸島、東部ニューギニア、フィリピン、ボルネオ・マ

レー半島、ソロモン諸島、ミャンマー、台湾・バシール海峽、マーシャル・ギルバート諸島、ビスマーク諸島、中国

*地域によって申込締切日が違います。

◇対象 戦没者遺児で、平成23年以降に本事業に参加されていない方

*前回参加から5年経過された方は、2回目の応募ができません。

◇参加費 10万円

◇問合せ 日本遺族会事務局 ☎03-3261-5521

8020高齢者よ い歯のコンクール

茨城県歯科医師会、茨城県の主催で平成28年度8020高齢者よい歯のコンクールを実施します。

◇対象 昭和11年3月31日以前に生まれで(80歳以上)、ご自身の歯を20本以上お持ちの方。

*治療されていても結構です。
*本コンクールで入賞歴のある方の再応募はご遠慮願います。

◇応募方法 官製ハガキまた

はFAXで、郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、性別、生年月日、電話番号、かかりつけ歯科医院または最寄りの歯科医院とその電話番号を送付してください。

◇応募締切 7月25日(月)必着

◇審査方法 応募をいただいた方に口腔診査票を送りますので、歯科医院(茨城県歯科医師会会員の歯科医院に限る)で歯科検診を受けてください。検診は無料で受けられます。

また、歯科医院の検診の際、日常の笑顔等のスナップ写真をお持ちください。

《一次審査》 口腔診査(各歯科医院にて)

《二次審査》 書類審査

◇入賞者 最優秀賞1名、優秀賞5名、シニア賞1名、茨城県歯科医師会長特別賞1名。11月13日(日)に第25回茨城県民歯科保健大会にて表彰します。

◇応募・問合せ 茨城県歯科医師会8020事業係(〒310-0091水戸市見和2丁目292-1)、☎029-252-2561、FAX: 029-253-1075

救命講習を実施しています

稲敷広域消防本部では、救命率の向上を目指し一般の皆さまを対象に救命講習を行っています。

◇受講受付

- ・団体 随時受付しています。
 - ・個人 年4回講習会を開催しています。
- *詳細はお問い合わせください。

◇講習種別・費用 普通救命講習Ⅰ・無料
*他にⅡ、Ⅲ、上級救命講習等、各種あります。

◇講習時間 3時間

◇講習内容 心肺蘇生法、AEDの使用法、異物除去法、止血法等

◇講習対象 龍ヶ崎市・牛久市・稲敷市・阿見町・利根町・河内町・美浦村の居住者または勤務者もしくは団体(原則として中学生以上の方)

□申込み いなほ消防署 ☎892-0119
FAX: 892-1239

第19回縄文の森コンサート

《日時》 6月11日(土)
午後4時30分～6時

《会場》 美浦村文化財センター
(美浦村土浦2359)

◇内容 フルートとソプラノによる名曲演奏

◇奏者 軽部裕子(ソプラノ)
蛸原幸子(フルート)
佐藤祐実(フルート)
古川美月(ピアノ)

※入場は無料です。

【主催】 陸平をヨイショする会

【後援】 美浦村
美浦村教育委員会

□会場に関する問合せ先
美浦村文化財センター ☎886-0291

女性の権利110番

女性に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス、ストーーカー、セクシュアル・ハラスメント）や離婚に関する諸問題、職場における差別、同性婚に関すること等、女性の権利一般に関する無料電話相談を実施します。各弁護士会でこれらの問題に詳しい弁護士が、対処の方法や正しい法律知識を提供し適切なアドバイスを行います。お気軽にご相談ください。

◇日時 6月23日（木）午後1時～4時

◇相談電話番号 ☎0291-23315135、☎0291-23315136

◇主催 茨城県弁護士会・日本弁護士連合会

◇問合せ 茨城県弁護士会 ☎0291-22113501

平成28年度 税務職員採用試験

税務署や国税局で「税のスペシャリスト」として勤務する税務職員（国家公務員）を募集します。

◇受験資格

・平成28年4月1日において高校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者および平成29年3月までに高校または中等教育学校卒業見込みの者

・人事院が前項に掲げる者に準ずると認める者

*試験は高等学校卒業程度。

◇申込方法等

原則としてインターネット（<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>）による申込みとします。

◇受付期間 6月20日（月）午前9時～29日（水）受信有効

◎インターネットによる申込みができない場合

郵送または持参によりお申し込みください。

◇提出先 希望する第1次試験地を管轄する人事院各地方事務局

◇受付期間 6月20日（月）～22日（水）通信日付印有効

◇試験日

・第1次試験 9月4日（日）
*第2次試験もあります。

◇問合せ先

▼インターネット申込み関連
人事院人材局試験課（午前

9時30分から午後5時受付）
☎03-3581-5311
内線2333

*土・日・および祝日等の休日は除きます。

▼前項以外 関東信越国税局人事第二課試験係（午前8時30分から午後5時受付）
☎048-600-3111
内線2097

*土・日・および祝日等の休日は除きます。

食品取扱者の保菌 検査（検便）

◇受付日時 7月13日（水）午後1時30分～3時

◇場所 美浦村商工会

◇対象者 食品の製造・調理・販売または取扱いに従事する者（パート・アルバイトを含む）

◇持参するもの 検体、腸内病原細菌検査申込書、食品衛生責任者管理記録簿、検査料金（一検体800円）

◇検体容器等の配布 食品衛生協会会員には食品衛生指導員を通じて配布予定。商工会および茨城県総合健診協会県南センターにも用意してあります。

*大型施設、会員以外の方は事前に土浦保健所に取りに来てください。

◇問合せ 土浦保健所衛生課 ☎0291-82115364

土浦食品衛生協会 ☎0291-82214127

茨城県立農業大学校 入学生募集

県立農業大学は、農業の担い手の養成、指導的役割を果たす農業者等の育成を目的としています。大学への編入資格も得ることができます。

《農業部・園芸部》

◇対象 高校等の卒業生（見込み含）

◇募集人数

・農業部 農学科40名、畜産学科10名

・園芸部 園芸学科30名

*1年生は全寮制、2年生は希望入寮制

《研究科》

◇対象・募集人数 農業大学校卒業生、短期大学等の卒業生（見込み含む）・10名

*作物・園芸・畜産の専攻コース

《共通事項》

◇修業年限 2年

◇経費 授業料（年額約12万

円）＋入学科、教材費等

◇願書受付

・推薦入学 10月3日（月）～21日（金）

・一般入学（前期） 11月14日（月）～12月7日（水）

・一般入学（後期） 平成29年2月6日（月）～24日（金）

・研究科 11月14日（月）～12月7日（水）

◇入学試験日

・推薦入学 11月2日（水）

・一般入学（前期） 12月15日（木）

・一般入学（後期） 平成29年3月3日（金）

・研究科 12月15日（木）

◇問合せ 県立農業大学校 ☎0291-29210010

*ホームページは「農業総合センター農業大学校 茨城県」で検索してください。

常陽銀行無料年金相談

常陽銀行顧問の社会保険労務士が、無料でご相談に応じます。（要予約）

◇開催日 7月20日（水）午前10時～午後3時

◇場所 常陽銀行美浦支店

◇予約・問合せ 常陽銀行美浦支店 ☎88512915

平日住民課窓口に来られない方へ

村では、次の住民課窓口業務を実施しています。

◎住民課窓口時間延長実施日

毎月第2・第4水曜日（祝日の場合はその前開庁日）

◇6月・7月の実施日時

6月8日・22日・7月13日・27日、午後5時15分～7時

◇取扱業務

各種証明書の発行、印鑑登録、パスポートの交付、戸籍届書の預かり
*転入・転出・転居等の住民登録業務は取扱いできません。ご了承ください。

◎住民票の写し・印鑑登録証明書 の休日交付（電話予約）

弁護士による法律相談

日時 7月27日(水)
午後1:30～4:00

*7月1日(金)午前8:30より申込受付

心配ごと相談

日時 7月4日(月)・19日(火)
午後1:00～3:00

*事前に申込みをされていない方は、お待ちいただく場合があります。

会場・申込先

老人福祉センター ☎885-7080

主催 美浦村社会福祉協議会

教育相談

相談・連絡先 ☎・FAX 885-7788

電話相談 毎週火～金曜日
午前9:00～午後3:00

来所相談 毎週水・金曜日
午前9:00～午後3:00

場所：光と風の丘公園クラブハウス
*事前連絡の上、おこしください。

相談日以外は留守番電話またはFAXで相談を受け付けています。

行政相談

日時 6月24日(金)
午前10:00～正午

場所 役場1階住民相談室

国の仕事のことなどで困ったときは
ご相談ください。(予約不要)

障がい者相談

日時 6月20日(月)、7月11日(月)
午後1:00～3:00

場所 老人福祉センター

身体・知的障がい者やご家族の悩み事等
何でもご相談に応じます。(予約不要)

問合せ先 役場福祉介護課

6月の納税

*納期限は6月30日(木)です。

村 県 民 税 (1期)
国民健康保険税 (2期)

善意

〔社会福祉協議会へ〕

○株式会社常陽銀行美浦支店
様 タオル200本

○匿名希望1件

使用済みプリペイドカード

〔善意銀行へ〕

○JA稲敷様 5000円

ありがとうございました。

◎熊本地震義援金募集

美浦村でも次のとおり義援金を受け付けています。

*物資は対応しておりません。

◇問合せ・受付窓口 共同募

金会美浦村支会(美浦村デ

イサービスセンター内) ☎

885-10038

第24回参議院議員通常選挙

平成28年7月25日任期満了に伴う選挙で7月に実施の予定です。日本国民で満18歳以上の方が投票できます。

美浦村の投票所で投票できる方には、投票日告示後に村から「投票所入場券」を送付します。

《平成28年5月25日時点で決定している主なこと》

- ・投票日当日の投票所は村内8カ所（これまでと同じ施設）
- ・投票日当日の受付時間は午前7時から午後8時まで
- ・開票は午後9時開始、開票所は美浦村中央公民館大ホール

《今回から適用または実施されること》

- ▶選挙権年齢が、「満20歳以上」から「満18歳以上」に改正されました。(総務省ホームページ: <http://www.soumu.go.jp/18senkyo/>)
- ▶投票日の一週間前の日曜日(期日前投票期間内)には、村内において期日前投票時巡回バスを運行します。

*投票日・期日前投票・巡回バス等、詳細は投票日確定後に各戸配付のチラシおよび村ホームページでお知らせします。

□問合せ 村選挙管理委員会(役場総務課内)

— 重度心身障がい者・ひとり親家庭のマル福の受給者証をお持ちの方へ —

新しいマル福の受給者証を6月下旬に郵送します

重度心身障がい者・父子家庭の父子・母子家庭の母子としてマル福制度の対象となっている方の受給者証は、原則として毎年6月末日で更新となるため、新しい受給者証を6月下旬に郵送します。現在ご使用の受給者証は、有効期限経過後に各自で責任をもって処分してください。

ただし、下記に該当する方については更新の手続きが必要になるため、更新手続きのご案内を6月中旬に送付しますので、記載内容をご確認のうえ役場国保年金課までお越しください。

窓口で更新手続きが必要な方

- ◆平成28年1月1日時点で、美浦村に本人もしくは扶養義務者の住民登録がない方
市区町村が発行する証明書で平成27年分の所得額・控除額内訳・扶養控除人数の記載があるもの（平成28年度の所得等証明書、課税証明書等）をご準備ください。
- ◆本人もしくは扶養義務者の平成27年中の所得の申告がお済みでない方
※この他、必要に応じて窓口にお越しいただく場合があります。

□問合せ 役場国保年金課 ☎ 885-0340 内線116

児童手当の「現況届」を提出してください

「現況届」とは、児童手当を受給している方（保護者）の6月1日現在の状況を記載し、引き続き児童手当を受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。そのため、受給者は6月中に現況届を提出しなければなりません。

現況届の提出がない場合は、6月以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

◆ 届け出の方法

受給者には「児童手当現況届」の用紙を6月中旬に郵送しますので、6月30日（木）までに必ず手続きを済ませてください。

【提出先】村教育委員会学校教育課子ども育成室（役場2階）

【提出方法】持参または郵送

◆ 届け出に必要なもの

◎全ての方 認印、児童手当現況届

◎申請者（保護者）が国民健康保険以外の健康保険に加入されている場合
申請者（保護者）の健康保険証の写し

◎平成28年1月1日現在、美浦村に住民登録のなかった方

市区町村が発行する証明書で、平成27年分の所得額・控除額内訳・扶養控除人数の記載があるもの（平成28年度の所得等証明書、課税証明書等）

*自治体によって証明書の名称が若干異なる場合があります。また、証明書は平成28年1月1日現在で住民登録のあった市区町村の窓口で申請してください。

※上記の他、必要に応じて別途書類が必要になる場合があります。

□問合せ 村教育委員会学校教育課子ども育成室 ☎ 885-0340 内線232・233